

鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県医療的ケア児等送迎支援事業実施要綱（令和5年8月4日付第202300119241号鳥取県子ども家庭部長通知）及び鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、医療的ケア児及び重症心身障がい児者（以下「医療的ケア児等」という。）の医療機関等への送迎時に係る経費を補助することで、移動手段の選択肢の拡大と利用者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「医療的ケア児支援法」という。）第2条第1項に規定するところによる。
- (2) 医療的ケア児 医療的ケア児支援法第2条第2項に規定するところによる。
- (3) 重症心身障がい児者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項で規定する重症心身障害児及びそれに該当する者が成人になった者（これに類する者として市町村長が特に認める者を含む。）をいう。
- (4) 医療的ケア児等 在宅の医療的ケア児又は重症心身障がい児者のことをいう。
- (5) 福祉タクシー 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号ハで規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障がい者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送（これに類するものとして市町村長が特に認めるものを含む。）をいう。
- (6) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条及び第6条に規定するところによる。
- (7) 医療機関等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項で規定する医療提供施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を実施する事業所をいう。
- (8) 送迎経費 医療的ケア児等を医療機関等に送迎するために利用する福祉タクシー及び医療的ケアを目的として福祉タクシーに乗車する看護師等の派遣に係る費用で、送迎の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法で算出した額をいう。
- (9) 訪問看護事業者 健康保険法（大正11年法律第70号）の保険医療機関としての指定を受けている病院又は診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）により指定を受けた訪問看護ステーションをいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業は、医療的ケア児等の医療機関等への送迎に際して、福祉タクシーを運行し、又は看護師等を派遣する事業とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てを満たす者に対して役務を提供する県内に営業所の所在地を有する福祉タクシー運行事業者及び医療的ケアを目的として乗車する訪問看護事業者とする。

- (1) 鳥取市内に住所を有する医療的ケア児等であること。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第4号による医療扶助（通院移送費）により送迎経費の全額を支給される者を除く。
- (2) 医療機関等への送迎にあたり市長が認める福祉タクシー運行事業者を利用していること。
- (3) 鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業利用者登録要領（令和6年6月1日制定）に基づき市長に利用申請を行い、利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）であること。

（補助対象経費）

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請年度における利用者の医療機関等への送迎に係る次に掲げる額の総額とする。なお、送迎の復路又は往路のみに医療的ケア児等が乗車する場合で、医療的ケア児等が乗車せず保護者又は看護師等のみが乗車する送迎経費も対象とする。

- (1) 福祉タクシーの利用による1回あたりの送迎経費の総額から医療的ケア児等の自己負担額及び本補助金以外の制度による助成額を除いた額
- (2) 看護師等の派遣による1回あたりの送迎経費の総額から、医療的ケア児等の自己負担額を除いた額

2 前項の医療的ケア児等の自己負担額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉タクシーを利用した時は、1回の乗車につき送迎経費の2分の1とし、上限額は2,500円とする。
- (2) 看護師等の派遣による医療的ケア児等の自己負担額は、1回の乗車につき上限額を500円とする。

（補助金の額）

第7条 本補助金の額は、前条の補助対象経費の総額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第8条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業計画書（様式第1号）
- (2) 鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業補助金収支予算書（様式第2号）

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（概算払い）

第11条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業報告書(様式第1号)
- (2) 鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業補助金収支決算書(様式第2号)
- (3) 鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業実績調書(様式第3号)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月17日から施行し、令和8年度事業から適用する。

様式第1号（第8条、第12条関係）

令和 年度鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業計画（報告）書

事業者名

1 所要額

補助対象経費	円
送迎支援（予定）人数	人

2 その他

（1）他の補助金の活用の有無（有 ・ 無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を別紙（様式任意）に記載して添付すること。

（2）仕入控除税額の有無（有 ・ 無）

様式第2号（第8条、第12条関係）

令和 年度鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業補助金収支予算（決算）書

事業者名 _____

1 収入の部

単位（円）

区 分	金 額	内 訳
市町村補助金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

区 分	金 額	内 訳
合 計		

鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業実績調書

事業者名

月分					
	決定番号	利用日	送迎・派遣経費（障害者手帳割引後、タクシー利用券使用后その他の補助利用後の額）	利用者自己負担額	補助対象経費
	利用者氏名				
1	鳥-	／	医療機関名	円	円
			片道金額		
			片道回数		
2	鳥-	／	医療機関名	円	円
			片道金額		
			片道回数		
3	鳥-	／	医療機関名	円	円
			片道金額		
			片道回数		
4	鳥-	／	医療機関名	円	円
			片道金額		
			片道回数		
5	鳥-	／	医療機関名	円	円
			片道金額		
			片道回数		
6	鳥-	／	医療機関名	円	円
			片道金額		
			片道回数		
7	鳥-	／	医療機関名	円	円
			片道金額		
			片道回数		
8	鳥-	／	医療機関名	円	円
			片道金額		
			片道回数		
合 計				円	

※1 福祉タクシーに係る利用者自己負担額は片道金額の1/2とし、自己負担上限額は、片道（1便）につき2,500円とする。

※2 看護師等派遣に係る利用者自己負担上限額は片道につき500円とする。

※3 他のタクシー助成との併用を可としているため、送迎・派遣経費には、手帳による割引額、鳥取市の発行するタクシーチケットによる割引額その他の補助利用額を除いた後の片道金額を記載する。（他のタクシー助成及び自己負担額を除いた後の料金を補助対象経費とする。）

※4 利用回数に上限は設けないこととする（1回あたり2往復（4便）までとする。ただし、鳥取県東部圏域以外の医療機関等への移動の場合は1日1往復（2便）までとする）。

※5 送迎距離は片道140km以内とし、発着のどちらかの医療機関等は県内のみとする。